

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の無料相談窓口

労働安全衛生法に基づく「**新たな化学物質規制**」に関するご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正のポイント

- ◇ **自律的な管理**に向けた実施体制の確立
- ◇ **ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質**の大幅増加
- ◇ **労働者がばく露される程度**を濃度基準値以下または最小限度にする義務
- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への**適切な保護具の使用**
- ◇ 通知対象物に係る**代替化学名等の通知制度**の整備

よくあるお問い合わせ

ラベル・SDS

- ・ ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品か
- ・ ラベルやSDSの表示義務は
- ・ 海外輸出・輸入品のSDSはどうしたらいいか
- ・ 秘密保持の対応について

リスクアセスメント

- ・ 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいか
- ・ 「CREATE-SIMPLE」の使用方法
- ・ リスクを低減するためにはどのような対策をとればよいか

政省令

- ・ 化学物質の「自律的管理」とはどういうことか
- ・ 新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいか
- ・ 特殊健康診断の実施頻度緩和とは何か
- ・ 濃度基準値の確認方法は
- ・ 譲渡提供で必要なこと

開設期間

令和8年 4月1日～令和9年 3月18日

(土日祝日、年末年始除く)

月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00除く)



050-5577-4862



お問合せフォーム

テクノヒル 相談窓口

検索

テクノヒルHP (<https://technohill.co.jp/>) よりご利用いただけます。

※相談は無料ですが、通話料がかかります。

※メールでのお問い合わせは、内容により電話回答とさせていただく場合があります。

